

## 平成30年8月定例農業委員会議事録

開会 8月24日(金)午前9時

(欠席委員)萩野委員

(事務局出席者)深津事務局次長、富田主幹、鈴木副主幹、山口主事  
川野主事

(傍聴人) 0名

議長：それでは、ただいまから8月定例農業委員会議事を開催します。

本日は、農業委員の萩野委員から欠席する旨の届け出を受けておりません。

現在の出席農業委員が11名、それから、農地利用最適化推進委員が9名です。

議事に入る前に、本日の会議の議事録署名の委員を指名します。

8番、近藤元壽委員、9番、深谷明良委員、よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります。

議長：議案第17号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

### 【議案第17号、農地法第3条の規定による許可申請について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました番号1、打越の件につきまして、地元の近藤委員から御意見を願ひします。

近藤(雅)委員：渡人の御主人がまだ御存命ですが、病気がちであり、清水釜と西池田については、荒れている状態のところを受人が耕作していくということです。受人はあまり農業をやっていたという感じがしないので少し心配ではあります。

それと質問があるのですが、なぜ相続での所有権移転にしなかったのか、その説明があれば願ひします。

事務局：失礼します。今回の申請は生前贈与を行い、所有権を実際に耕作し、今後土地を守っていく長男と次男に引き継いでいくということが目的です。持ち分2分の1ずつとあるのですが、こちらについても当面については協力し合って、一緒の形態としてやっていくということです。片方が耕作をやらなくなれば、改めて許可を申請し直す必要が

あるということを事前に申請者にも説明と確認をさせていただいております。以上でございます。

議長：ほかに御意見ございませんか。

林委員：議案の書き方で、申請地の渡人の持分の合計が70分の70にならない箇所があり、備考には説明が書いてあるのですが、渡人の欄にも受人の持分の記載を行う必要があると思います。

それと、受人の従事日数はどうなっていますか。

事務局：記載の件につきましては、備考欄で表現させていただいたのですが、全部持ち分が全て明らかになるような掲載を今後させていただきたいと思います。

また、従事日数の件につきましては、次男が250日であり、実家にて、今後経営主としてやっていくということでございます。また、長男につきましては現在年間150日ありますが、今後日数を増やして従事していきますということで、双方窓口にお越しいただきまして、確認をとらせていただきました。以上でございます。

議長：それでは、ほかに意見がないようでありますので、採決に移ります。番号1について、許可することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1については許可することとします。

《採決結果：議案第17号 全員賛成1件》

議長：続きまして、議案第18号、農地法第4条の規定による許可申請の意見について、事務局から説明を求めます。

【議案第18号、農地法第4条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明がありました番号1、打越の件につきまして、地元の近藤委員から御意見ををお願いします。

近藤(雅)委員：この件は、申請地は住宅に囲まれておりまして、分家住宅を建てられるということでやむを得ないと思います。

議長：ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、御意見等がないようでありますので、番号1について採決をとります。  
番号1について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号に1については、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

《採決結果：議案第18号 全員賛成1件》

議長：続きまして、議案第19号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について、事務局から説明を求めます。

【議案第19号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：番号2、三好下の件につきまして、地元の野々山委員から御意見をお願いします。

野々山委員：現地を確認したところ、図面には道路についた面に側溝と書いてあるのですが、おそらく以前に田んぼをやってみえたときの排水のための素掘り側溝になっております。また、この申請地の東側で水稻をつくってみえるところですが、畦の真ん中に境界があり、そこに給水栓がありますので、現在の側溝から水が田んぼと申請地の両方に行っているような状況でした。図面でいくと盛土が計画されておりますので、おそらくここで畦をつくって給水栓から出てくる水をパネルの下には行かないようにするのかなというふうに思います。

今後、申請地の管理を本当にやっていただけるのかどうかという不安があります。

また、申請地の南側に住宅がありまして、こちらに対する影響は少し懸念されますが、農業上の問題ではないと思いますので、仕方がないのかなと思います。

一点事務局をお願いしたいのですが、説明では特定都市河川の対象外

である説明がありましたので、そういったものも事前に図面に書いておいていただけると、現地行ったときの参考になりますので今後はなるべく備考や、空いているところに関係法令について記載いただけるとありがたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

議長：はい、ありがとうございました。

事務局、何かありますか。

事務局：御意見いただきまして、ありがとうございます。備考欄につきまして、こちらで事前にわかっている情報については、できる限り説明できるよう心がけたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長：それでは、御意見がないようでありますので、番号2について採決をとります。

番号2について、県に対して進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長：賛成多数により、番号2については適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：続きまして、番号3、明知上の件につきまして、地元の深谷委員から御意見ををお願いします。

深谷(明)委員：ここは先月、障害者雇用を図るような施設ということで話がありました。以前は桜の里にするような計画があったのですが、それが途中で変わりました、完全に山林になってしまったような状態からやっとなんとした施設になるので、歓迎をいたしております。申請地の所有者は市外の方でしたが、一応耕作されており、登記は山林でしたけども、畑として活用されていまして、転用してしまうことについては少し残念ではありますが、開発については適用だと思います。

議長：ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、意見等がないようでありますので、番号3について採決をとります。

番号3について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付

すことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：ありがとうございます。全員賛成により、番号3について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議 長：続きまして、番号4、明知上の件につきまして、地元の深谷委員から説明をお願いします。

深谷(明)委員：この案件は、以前、農振除外の際に適当であるとして承認いただいております。場所については、向かいに1軒ありますが、周囲に住宅がない土地になります。新家というところことで適当な土地が他にないということなので、やむを得ないと思います。

議 長：ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、御意見等がないようでありますので、番号4について採決をとります。

番号4について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号4について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

林委員：議長、5条で1件質問です。

議 長：はい。

林委員：番号1、番号5について取り下げという話がありましたが、今回取り下げて、次回やその次に転用申請が出るということなのか、事業自体がなくなってしまったのか。

事務局：失礼します。説明不足でした。1番と5番につきましては、事業自体が中止になったわけではなく、今回、申請日において申請いただいた

のですが、添付資料等が間に合わなかったということが大きな理由で  
ございます。また、計画について、関係機関との調整を再度図る必要  
が出てきたものですから、今回は一旦取り下げをしたという経過でご  
ざいます。2件ともそういう事情でございます。

《採決結果：議案第19号 賛成3件》

議 長：それでは、議案第20号につきましては近藤委員が議事参与の制限に  
該当しますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

議 長：それでは、議案第20号、農地利用集積計画の決定について、事務局  
からの説明を求めます。

**【議案第20号、農用地利用集積計画の決定について】**

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：ただいま事務局から説明がありましたが、全体を通して御意見等のあ  
る委員は挙手の上、発言をお願いします。

鈴木委員：どうして中間管理機構がこんなに出てきたのかと思ったら、基本的  
には既に受人が耕作を行っている土地であり、新規設定と書いてあるけ  
ども、全部更新になるのでは。

また、言ってもしようがないですが、耕してもらえなければ、どなた  
かにやってもらわなければいけないということではありますが、畑の  
場合は堆肥を入れても、その後の耕作に支障は出るとは思いますが、  
何とかなると思います。しかし、田んぼに堆肥を入れたら、もうその  
後は水稻ができなくなってしまうと思います。それで当時、どういっ  
た経緯で貸し付けることになったのかが聞きたいです。

事務局：今回、いろいろと代表者の方に聞き取った中で手続が行われていない  
土地があるということがわかってきて、昨年度の冬、調整をいた  
しまして、手続やってないものについては全部明らかにして皆さんに  
案内を送って、法的な手続をとっていくということをし承していただ  
きました。昨年度末に市役所から皆さんに手紙を出して、手続を行っ  
てくださいということを申請者と共同で説明会を開きました。それで、  
応じていただいたのが今回の約6万平米です。

経過については、申請者が耕作していたところに付近の農地所有者さ  
んが自分のところもやってくれ、管理してくれということで、今まで  
口約束だけでできてしまった土地を整理させていただきたいという内容

でございます。通常ですと担い手の方から公募をして借り受け希望者を選定するのですが、もう既に事実行為がありますので、その権利の移転を行うということが趣旨でございます。以上でございます。

議 長：ほかにございませんか。

林委員：手続きを随分前から始めていると思いますので、土地所有者が亡くなっていないかの確認も必要になると思います。それによって事務的な処理が必要になると思います。以上です。

事務局：ありがとうございます。実は申請自体はもう既に3月ぐらいから動き出しておりまして、今一度確認させていただきます。よろしくお願ひします。ありがとうございます。

議 長：それでは、ほかに意見がないようでありますので、本件について採決します。

計画の決定に賛成な委員は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議 長：賛成多数により、決定することとします。

(該当委員着席)

《採決結果：議案第20号 賛成1件》

議 長：続きまして、議案第21号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づく市民農園の開設に対する承認について、事務局から説明を求めます。

【議案第21号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づく市民農園の開設に対する承認について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました番号1、福谷の件につきまして、地元の林委員から御意見ををお願いします。

林委員：市民農園の開設者は、平成26年に新規開設したわけですけど、その時点で利用の状況を見ながら順次2反6畝の用地を市民農園にしていきたいという考えがありました。平成29年1月に16区画増設して、今回また、まだまだ利用の問い合わせがあるということで16区画増設したいということで、全部64区画になるわけですが、これで用地全体での市民農園開設になるということだと思います。利用者もあり

ますし、管理等適正に行われておりますので、問題ないかと思えます。  
以上です。

議長：はい、ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

近藤(雅)委員：近くにトイレはあるのですか。

事務局：トイレはございません。貸し農園のみでございます。あとは、中に残渣を処理するスペースを設けて、ごみ捨てや、鳥獣害等の対策をとっていただいているような状況でございます。以上でございます。

議長：それでは、ほかに御意見がないようでありますので、採決に移ります。議案第21号について、承認することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第21号については承認することとします。

《採決結果：議案第21号 全員賛成1件》

議長：続きまして、諮問に移ります。諮問第1号、農地中間管理事業の農用地利用配分計画案に対する意見について、事務局から説明を求めます。

【諮問第1号、農用地利用配分計画案に対する意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、全体を通して御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。よろしいでしょうか。

鈴木委員：作目に菜の花、菜種類と書いてありますけど、昔は菜の花をつくっていたのですが、手間がかかるので今は牧草のソルゴーだけで済ましているところもあると思うのですが、申請者が潰れたりしたらああいう農地はもう田んぼもできないし、今後どうなるのかなと思って非常に不安に感じます。実質的に移行されているから仕方がないのですが。以上です。事務局の回答はいりません。

議長：それでは、ほかに御意見がないようでありますので、採決に移ります。番号1について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議 長：賛成多数により、番号1について、適当であるとして市へ答申することとします。

《採決結果：諮問第1号 賛成1件》

議 長：続きまして、事務局から報告をお願いします。

[事務局報告]

ア 平成30年7月分農地転用届出の受理状況について

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、予定しました議事等は全て終了いたしました。これをもちまして議長の職を終了させていただきます。  
続きまして、農地利用最適化推進会議を行いますので、議事の進行を事務局へお渡しします。

事務局：ありがとうございました。

それでは、続いてで申しわけありませんが、8月の農地利用最適化推進会議を始めさせていただきます。資料の御用意をお願いします。また、その他の連絡として、3点説明します。

- 1 農地利用最適化推進会議の協議事項について
- 2 農業委員会親睦会会計の収支報告について
- 3 平成30年7月豪雨災害義援金の募集について
- 4 外国人農業支援人材の活用について

事務局：それでは、以上をもちまして、8月の定例農業委員会並びに農地利用最適化推進会議を終了させていただきます。一同御起立をお願いします。一同礼。

(閉会午前10時20分)